

屋台に係る火災予防関係法令

1 福岡市火災予防条例 (屋台で使用が想定される火気使用設備・器具の基準)

○第8条 (簡易湯沸設備)

位置、構造及び管理の基準について第3条(第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く)の規定を準用。

(準用条文)

○第3条 (炉の位置及び構造；屋台において使用する簡易湯沸設備関連部分のみ抜粋)

第1項第1号

火災予防上安全な距離を保つことを有しない場合(※)を除き、建築物等可燃性の物品から火災予防上安全な距離として別表第3に掲げる距離以上の距離を保つこと。

⇒チェック項目①

簡易湯沸設備を設置する場合は、可燃性の物品等から前方、側方及び後方に各4.5cm以上、上方に40cm以上の離隔距離が必要であり、その距離が確保されているか。

※取り付ける屋台の部分が木製等の可燃物である場合は、防熱板(金属製の場合は厚さ0.5mm以上の鋼板(※業務用0.6mm)、金属製以外の場合は厚さ6mm以上のケイ酸カルシウム板又は同等以上の防熱性を有するもの)で当該部分を覆わなければならない。

○第19条 (固体燃料を使用する器具)

⇒木炭などの固体燃料を使用する七輪等の炭火焼き器

第1項 ~略~

第2項 →第18条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(準用条文)

○第18条

第1項第1号

建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として別表第3に掲げる距離以上の距離を保つこと。

⇒チェック項目②

七輪、バーベキューこんろ等の固体燃料(木炭等)を使用する器具の場合は、可燃性の物品等から前方、側方及び後方に各50cm以上、上方に100cm以上の離隔距離が必要であり、その距離が確保されているか。

○第20条（気体燃料を使用する器具）

⇒プロパンガス（カセットボンベ式を含む。）などを使用するガスこんろ等

第1項

気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

・ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短すぎる場合は引っ張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため、器具に応じた適当な長さとするもの。

⇒チェック項目③

ガス用ゴム管に過度に長短があり、折れ、ねじれ又は引っ張り等の力がかかるおそれがないように適当な長さで使用しているか。

第2項 →第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

（準用条文）

○第18条

第1項第1号

建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として別表第3に掲げる距離以上の距離を保つこと。

⇒チェック項目④

ガスこんろ等の気体燃料を使用する器具の場合は、可燃性の物品等から前方、側方及び後方に各15cm以上、上方に100cm以上の離隔距離が必要であり、その距離が確保されているか。

第1項第2号

可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

⇒チェック項目⑤

器具の使用場所は、プロパンガスが滞留するおそれがある床面、窪地等で使用されていないか、また、風通しの良い場所で使用されているか。

第1項第3号

地震等により容易に可燃物等が落下するおそれのない場所で使用すること。

⇒チェック項目⑥

器具の使用場所の上方に可燃物等があり、落下のおそれがないか。

第1項第4号

地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

⇒チェック項目⑦

対象火気器具等を不安定な状態で使用していないか。

第1項第5号

不燃性の床上又は台上で使用すること。

- ・器具の使用に際し、下部への熱伝熱等による火災発生危険を排除するもの。

⇒チェック項目⑧

可燃性の床上又は台上で使用していないか。

第1項第6号

故障し、又は破損したものを使用しないこと。

⇒チェック項目⑨

対象火気器具等及びゴム管ホース等に故障、破損、劣化及びひび割れ等の状態で使用していないか。

第1項第7号

本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。

⇒チェック項目⑩

調理、暖房等の本来の用途以外で使用していないか。

第1項第8号

本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

⇒チェック項目⑪

使用燃料は適正なものか。

第1項第9号

器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

⇒チェック項目⑫

器具周囲の整理整頓、換気扇等の油脂清掃がなされているか。

第1項第9号の2

祭礼、縁日、花火大会及び展示会その他多数の者の集まる催しに際して、対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備したうえで使用すること。

⇒常設されている屋台は、催し・イベント等に際しての使用ではないので、当該規制は対象外です。

第1項第10号

燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (屋外においてプロパンガスを移動して使用する場合の基準)

○第44条第2号ロ

屋外において移動して使用される消費設備は、次に定める基準に適合すること

- (1) 充てん容器等は、第18条第1号ロからニまでの基準に適合すること。
- (2) 調整器は、第18条第20号の基準に適合すること。
- (3) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。



○充てん容器等の基準 (規則第18条第1号ロからニ)

- ロ) 充てん容器等には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ハ) 充てん容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。
- ニ) 充てん容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれがある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

○調整器の基準 (規則第18条第20号)

- イ) 調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。
- ロ), ハ) 省略 圧力合格基準の数値等が規定されている。

○燃焼器の基準 (規則第44条第1号ワ)

- ワ) 燃焼器は、消費する液化石油ガスに適合したものであること。